

平成 30 年 5 月 17 日

徳島県知事 飯泉嘉門 様

「(仮称) 天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見とお願い

徳島県徳島市伊月町 1 丁目 32 番地
一般社団法人 徳島地域エネルギー
代表理事 加藤 眞



一般社団法人徳島地域エネルギーは平成 24 年の設立以来、徳島県を拠点として県内及び県外で自然エネルギー・再生可能エネルギーの利活用を、地域と共に考えながら推進しています。この度の「(仮称) 天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」につきまして、本件に対する知事のご意見書作成にご配慮頂ければと考え、徳島地域エネルギーの意見とお願いを申し上げます。

本計画が、計画地域の環境だけでなく、地域社会、地域経済、徳島県民、及び地域の自然を愛する人々にとって本当に良いことなのか、疑問に思います。今一度、環境の観点のみならず、広い視野で妥当性を検討すべきであると考えています。

また、地球温暖化対策が急がれるなか、本計画に限らず、徳島県内の自然エネルギー・再生可能エネルギーを適正に、かつスムーズに利用するために、徳島県独自のルール作りが必要と考えています。第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）では「地域循環共生圏」という概念が明確に示されており、自然エネルギー等の「地域資源を持続可能な形で最大限活用し、」「環境・経済・社会の統合的向上を具体化」することが求められています。徳島県においても、自然エネルギー利用推進に、ゾーニングとルール作りが急がれています。

知事をお願いしたいこと

(1) (仮称) 天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

本配慮書では、計画地点がいかなる根拠によって決定されたか示されていません。また、適地であると思えるだけの根拠もありません。したがって、既存及び既計画の風力発電施設を含めた、ゾーニング(適地)調査を実施するように、ご意見をお出し頂きたい。

(2) 徳島県全体の自然エネルギーのゾーニングマップ策定

自然エネルギー・再生可能エネルギー利用の推進は脱炭素社会の実現のために喫緊の課題です。適正で県民の利益になる事業展開をスムーズに行うためにも、県内の自然エネルギーのゾーニングマップ策定を早急に実施して頂きたい。

鳴門市では全国に先駆けて、自治体を含む「鳴門ゾーニングプロジェクト協議会」により自然エネルギー利用のゾーニングマップ策定が行われ、地域合意のうえでスムーズな利用計画が進められています。自然エネルギー利用の適地をエネルギー賦存量、自然、社会、経済の観点から事前に調査することが、乱開発防止と地域との調和を図り、迅速な利用推進を進めるうえで不可欠と考えています。

(3) 第五次環境基本計画の「地域循環共生圏」の一環としてのエネルギー利用ルールの策定

持続可能な開発目標(SDGs)や地球温暖化に関するパリ協定、及びこれら取り入れた国の第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)に則り、「地域循環共生圏」として地域の課題解決と発展のために、自治体・企業・団体・個人が自然エネルギー事業に参加しやすく迅速に事業を推進できるよう、自然エネルギー利用についての徳島県独自のルールを作り、自然エネルギー先進県として全国に発信して頂きたい。

1. 環境影響配慮書に関する意見

本件配慮書については、環境問題の専門家、地域の自然を愛する人々の団体、自然保護に携わる県内や中央の団体等から、多くのご意見が寄せられ、その多くは過酷な自然環境にある予定地の地形、生息する動植物等の自然の脆弱性に強い懸念を抱いていると承知しています。これらの多くの環境配慮書に対する専門家のご意見、例えば生物多様性とくしま会議の意見書* には、徳島地域エネルギーとして賛同することも多いので重複を避けたいと思います。

* 生物多様性とくしま会議の意見書

<https://www.dropbox.com/s/ngrtryyagc8cr/ORIX%E3%81%B8%E3%81%AE%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%B8.pdf?dl=0>

本配慮書では、いかなる根拠によって計画地点が決定されたか示されていません。また、計画地が適地であると思えるだけの根拠もありません。したがって、計画地が自然エネルギー賦存量だけでなく、自然環境、地域社会、地域経済等に及ぼす影響も含め、ゾーニング（適地）調査を実施するよう求めます。また、その調査には、特に移動する動物や希少動植物への影響を確認するために、既存の風力発電設備及び他の風力発電計画を含める必要があります。

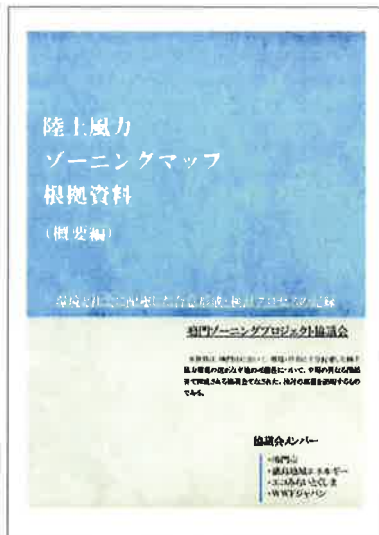
2. ゾーニングマップ策定を行うことの必要性

自然エネルギーを活用する事業は環境への何らかの影響が考えられます。したがって事前にその影響を単に環境面からだけでなく、地域社会や地域経済への影響も評価すべきと考えています。しかしながら、(仮称)天神丸風力発電の計画段階配慮書には、本計画の立地がどのような過程で検討され、適地と判断されたか全く明らかになっていません。

鳴門ゾーニングプロジェクト協議会によるゾーニング調査

徳島地域エネルギーは、鳴門市、エコみらいとくしま（NPO 法人環境首都創造センター：エコみらいとくしま）、WWF ジャパンとともに、「鳴門ゾーニングプロジェクト協議会」を組織し、平成 26 年 6 月～29 年 3 月の間、鳴門市において陸上風力発電に適正な立地の可能性を検討しました。これは、自治体、地域団体、環境 NPO 法人、世界的な自然保護団体、の立場が異なる四つの関係者で構成される協議会でなされた自然エネルギーの適地調査で、日本では初めての先進的な取り組みでした。約 2 年半に亘って広範囲かつ慎重に地域に密着した調査と議論を重ねました。その結果、鳴門市内に風況的に良好な陸上風力発電のポテンシャルを有する場所を認めると同時に、市民生活、文化的価値、景観、野鳥などの生物への影響を総合的に評価し、事業を行うことの適否に関する重要な判断資料を得ることができました。

「鳴門ゾーニングプロジェクト協議会」の報告書は下記の「鳴門市における陸上風力のゾーニング（適地評価）結果について」として平成30年1月に公開されました。



鳴門市における陸上風力のゾーニング（適地評価）結果について

- ・鳴門市のホームページ

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/kyodo/kan-kyo/furyoku/index.html>

- ・WWF ジャパンのホームページ

https://www.wwf.or.jp/activities/data/20170530_climate01.pdf

また、「鳴門ゾーニングプロジェクト協議会」の成果を元に、WWF ジャパンは、自治体にゾーニングマップ策定推進の提案書である「自治体で進める地域協同でのゾーニングのすすめ —地域環境と調和した自然エネルギーの普及に向けて—」を発表しました。



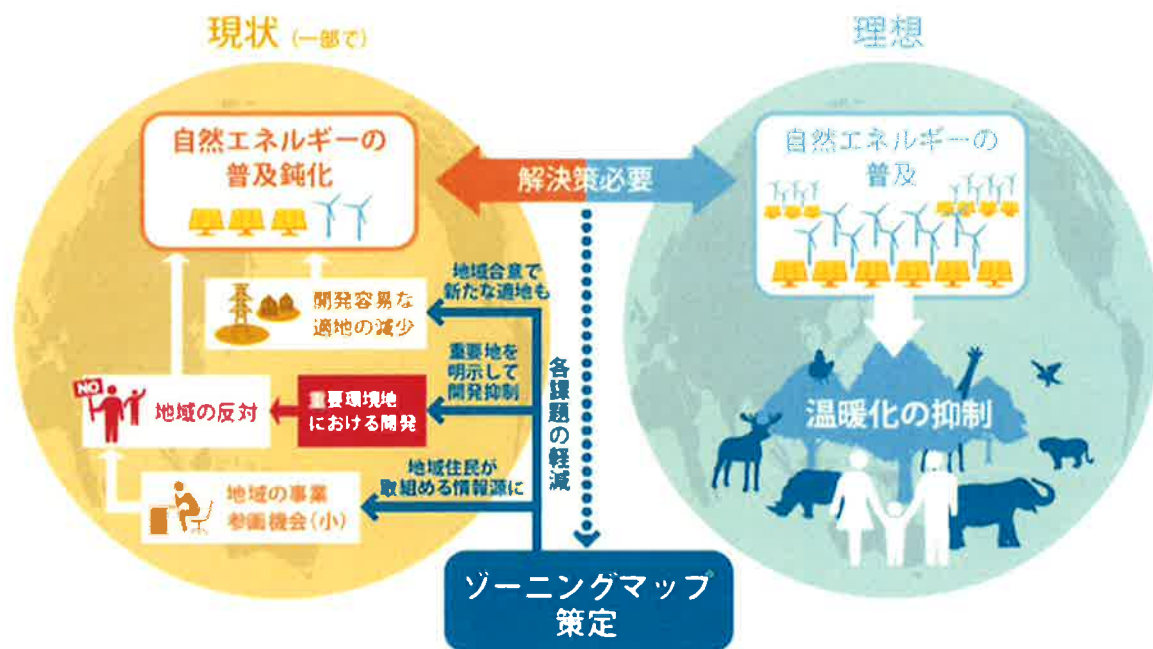
自治体で進める地域協同でのゾーニングのすすめ
—地域環境と調和した自然エネルギーの普及に向けて—

- ・WWF ジャパンのホームページ

<https://www.wwf.or.jp/sp/activities/2018/01/1400110.html>

これまで日本では、「自然エネルギーの開発場所」、つまり太陽光パネルの設置場所や風力発電用の風車の立地などは、開発を行なう事業者により選ばれてきました。しかしこの選定を、地域の関係者が主役となって話し合い、検討することで、住民が納得できる開発場所を早期に見い出すことができれば、開発に当たって生じる事業者と地域の行き違いや、反対運動などを避けることができます。

将来の地球環境を温暖化の脅威から守り、また地域の活性化にもつながる方法として、自然エネルギー・再生可能エネルギーの利用推進は必須であります。地域関係者が主役となり、自身の地元で自然エネルギーを適正かつ円滑に普及させていくための「話し合いの場」を設ける取組みが必要であることは言うまでもありません。



ゾーニングマップ策定による自然エネルギーの円滑な普及
 WWF ジャパンのホームページより <https://www.wwf.or.jp/activities/2018/01/1400110.html>

「(仮称) 天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」においては、初期の工程で最も重要なゾーニングマップ策定が行われていないため、事業に対する地域関係者の理解も得られにくいと考えられます。

環境省による適地抽出手法のガイド

平成 29 年 7 月に、環境省により環境省「風力発電に係る地域主導による適地抽出手法に関するガイド」が発表されました。本ガイドラインにおいても、円滑な風力発電利用を推進するために、地域主導により適地抽出が行われることを推奨しています。

風力発電に係る地域主導による適地抽出手法に関するガイド
 ～地方公共団体による適地抽出のための合意形成と環境調査～
 環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/106383.pdf>

世界風力エネルギー協会によるコミュニティ・パワーの原則

21 世紀に入り自然エネルギーの利用が盛んになると、事業者と地域との利害関係の対立が頻繁に起きるようになりました。このような事業者と地域との係わりを調整

するために、世界風力エネルギー協会（WWEA）は、2011年5月に以下に示す「コミュニティ・パワーの三原則」を決定しました。

- 地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくはすべてを所有している
 - プロジェクトの意思決定はコミュニティに基礎をおく組織によっておこなわれる
 - 社会的・経済的便益の多数もしくはすべては地域に分配される
- この3つの基準のうち、少なくとも2つを満たすプロジェクトを「コミュニティ・パワー」として定義しています。

WWEAのホームページ：<http://www.wwindea.org/communitypowerdefinition/> より

このコミュニティ・パワーの三原則の考えが取り入れられると、地域も事業者の一員として自然エネルギーの恵みを享受できます。自然エネルギー利用には地域の関与が必須であると考えています。

世界風力エネルギー協会（WWEA）のコミュニティ・パワー三原則（2011年5月）の解説によると、住民がコミュニティ・パワーに参加する地域では、近隣の風車に対して62%が肯定的で、否定的な住民は1%。一方、コミュニティ・パワーに参加しない地域では、中立47%、肯定的26%、否定的27%であったと前期のホームページに報告しています。

3. 第五次 環境基本計画（地域資源としての自然エネルギーの利用）とルール作り

第五次環境基本計画** が平成30年4月17日に閣議決定されました。2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）の、2015年12月に「パリ協定」がそれぞれ採択されて以来、初めて改定された環境基本計画で、これら持続可能な社会に向けた大きな2つの潮流を反映しています。

今次計画では、分野横断的な6つの重点政策（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。また、展開にあたり「パートナーシップ」と「地域循環共生圏」の創造を目指すことが明記されています。

「地域循環共生圏」は、日本（地域）が抱える「環境・経済・社会の課題」を同時に解決する方法として提案されおり、自然エネルギー等の「地域資源を持続可能な形で最大限活用し、」「環境・経済・社会の統合的向上を具体化」することが求められています。

** 第五次環境基本計画 平成30年4月17日

http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4/attach/ca_app.pdf



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

環境省：「第五次環境基本計画の概要」より
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>

自然エネルギーについては、そもそも誰のものか、誰に利用する権利があるか、という問題点があります。無論、自然エネルギーは個人や私企業だけのものではなく、地域の資源であり、その用途は公共的でなければならず、便益は地域に多くもたらされなければなりません。

以上のことから、徳島県においても、「地域資源」の有効かつ迅速な利用推進に、ゾーニングとルール作りが急がれています。具体的には、以下の2点が求められていると考えています。

- (1) 自治体や地域主体のゾーニングマップ策定
- (2) 地域関係者の事業への参加を義務づけるルール

自治体・企業・団体等の地域関係者が、自然エネルギー利活用に関する環境・社会・経済等の問題点や課題を「ゾーニングマップ」により事前に把握し、地域関係者自身が事業に参加することにより、迅速に事業を推進でき、かつ「地域循環共生圏」として地域の諸課題を解決できることであるとと考えています。

地域の課題解決と発展のために、自然エネルギー事業化について徳島県独自のルールを作り、自然エネルギー先進県として全国に発信することは、極めて大きな意味があると考えています。

以上